

アナログ規制の点検・見直し等



2025年1月 年頭市長記者会見
配布資料1 総務部行政マネジメント課

1 アナログ規制とは

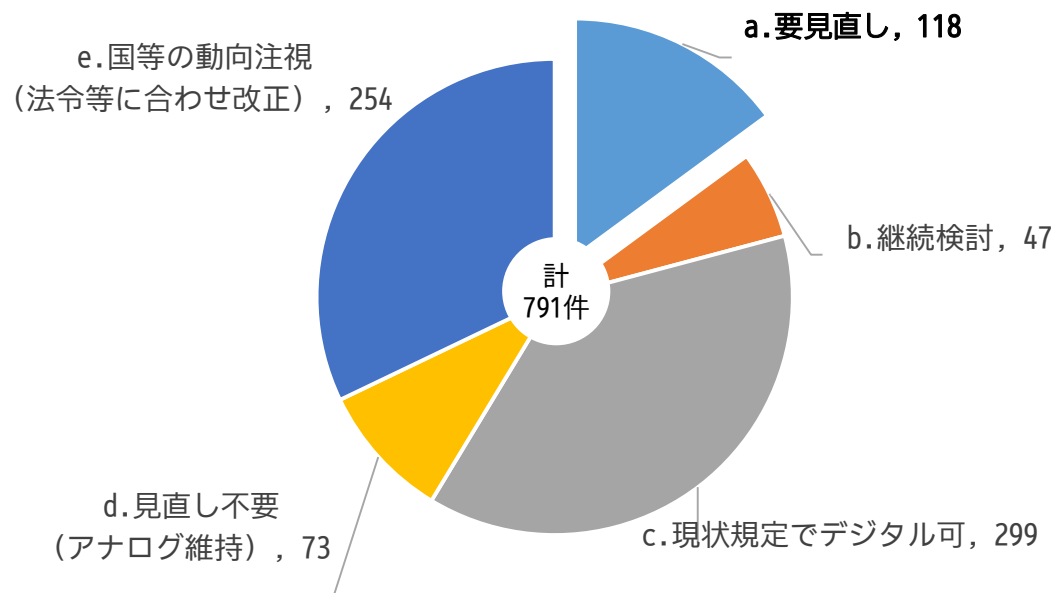
国が示す代表的なアナログ規制7項目【①目視 ②実地監査 ③定期検査・点検④常駐・専任 ⑤対面講習 ⑥書面掲示 ⑦往訪閲覧・縦覧】と【記録媒体規制】に該当する、「アナログ行為を求めると解される規定」です。

国では、2024年6月までを目途に法令等に関するアナログ規制の見直しを行うこととしており、地方公共団体でも、条例等で定められているアナログ規制の点検・見直しに取り組んでいくことが重要とされています。（技術的助言）

2 点検・見直し結果

※条例のほか、規則、要綱、要領等を含む件数
(条項の数)

単位：件



・「a.要見直し」とした118件は、2024年6月までに対応済

3 デジタル庁への協力

・デジタル庁では、2024（令和6）年度において、先行自治体の協力を得ながら、アナログ規制に係るモデル条例等案の作成に向けた課題等の調査分析事業を実施しており、郡山市も先行自治体として協力しています。

【協力団体】郡山市、大分県、中頓別町（北海道）、鹿角市（秋田県）、福岡市、古賀市（福岡県）

4 今後の予定

・デジタル庁が主催する「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しの取組に係る説明会（2025年1月17日開催）」において、先行団体として郡山市の取組を紹介予定です。

・他自治体の条例等を参考にするとともに、国の動向を注視しながら、「b.継続検討」や「e.国等の動向注視」とした条例等の見直しを引き続き実施します。

・「d.見直し不要（アナログ維持）」とした条例等について、技術の進展等により、見直しの必要が生じていないかを継続的に確認し、見直しの必要性について検討します。